

別添 1 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

1 対象事業の目的又は実施を必要とする理由	1-1
(1) 対象事業の目的	1-1
(2) 対象事業の実施を必要とする理由	1-1
2 用地選定の理由	1-3
3 その他事業を必要とする理由	1-3

別添 1 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

1 対象事業の目的又は実施を必要とする理由

(1) 対象事業の目的

横須賀市（以下「本市」という）では、国の動向や神奈川県廃棄物処理計画を受け、三浦市と協力してごみ処理の広域化を推進することとし、また、「横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会」等において、ごみ処理方式等の検討を重ね、可燃ごみは全量焼却して積極的にサーマルリサイクルを行うこと、焼却灰の資源化を行うこととされた。

本市では、本市及び三浦市で発生する可燃ごみ等を安全で安定的に処理するため、本市に廃棄物処理施設（焼却施設等）を建設し、焼却に伴う熱を有効に利用して発電を行うことで温室効果ガスの排出量を削減し、循環型・低炭素社会の形成に寄与することを目的とする。

(2) 対象事業の実施を必要とする理由

1) 焼却施設の老朽化に伴う施設の更新の必要性

本市の可燃ごみは、南処理工場（処理能力 200t/日×3 炉）にて処理を行っているが、昭和 58 年の設置以来 28 年以上経過し老朽化が進んでいるため、将来的に安定した処理を維持するためには新たな焼却施設等の建設が必要となっている。

2) 広域化の計画

ア 神奈川県ごみ処理広域化計画

神奈川県では、ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、計画的かつ総合的に取組を進めるため、平成 10 年 3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定している。計画では、市町村の意向及び地理的・社会的条件を考慮しつつ、県内を当初 9 つのブロック（現在は 12 ブロック）に区分し、平成 10 年度から平成 19 年度までの 10 か年の計画期間内に、広域化実施計画の策定を行った。現在は、計画期間の終了に伴い、ごみ処理広域化を「神奈川県廃棄物処理計画」に位置づけて推進している。

本市においては、三浦市と「横須賀・三浦ブロック」として位置付けられている。

イ 本市におけるごみ処理広域化

本市及び三浦市は、焼却施設や最終処分場の確保、新たな資源化施設の整備など、「循環型社会」の形成に向けた対応が求められている。しかし、施設用地の確保難や経済性の理由等から、単独でごみ処理問題を解決することが困難な状況にある。

国においては、ダイオキシン類の削減や施設整備費の縮減などの観点から、市町村に対し、ごみ処理施設の集約化などにより、ごみを広域的に処理することが求められている。また、神奈川県は、神奈川県廃棄物処理計画において、市町村のごみ処理の広域化を促している。

ごみ処理の広域化については、平成 10 年 3 月に神奈川県において策定された「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づいて、本市のほか、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町の 4 市 1 町で構成される横須賀三浦ブロックで推進した。しかし、その後、鎌倉市、逗子市の分離、さらに葉山町の脱退を経て、2 市によるごみ処理広域化を目指すこととなり、平成 20 年 12 月 1 日横須賀市三浦市ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結した。

広域処理における本市と三浦市の処理施設の配置計画を表 1-1 に示す。

表 1-1 本市、三浦市に配置する広域処理施設

市名	施設名
横須賀市	焼却施設 不燃ごみ等選別施設
三浦市	最終処分場

2 用地選定の理由

計画用地は三浦半島の中央部、横浜横須賀道路に隣接する丘陵地に位置し、本市の東西を連絡する幹線道路の市道坂本芦名線や都市計画道路久里浜田浦線、県道26号（横須賀三崎）などと連携した効率的な運搬が可能であるなど、交通アクセスに優れた区域に位置しており、収集・運搬、広域処理の観点からも環境負荷の低減と運搬コストの縮減を図ることができる。

また計画用地は、人家から離れており、必要とする面積の土地が確保できることから、適地であると考えられる。

3 その他事業を必要とする理由

計画用地において廃棄物処理施設を建設するに際しては、相当規模（約 6.2ha）の造成工事を必要とし、また、その大部分が切土工事となることから残土が発生する。

発生土処分場用地は、車両走行に伴う環境負荷の低減と交通安全の観点、発生土処分後の緑化を推進することが可能となることから、計画用地に隣接する本市一般廃棄物最終処分場（廃止予定の新設埋立地、増設埋立地の一部）を含めた用地（約 7.1ha）に求めたものである。